

# 総合戦略検討部会（各部による検討会議）

## 1 役割

地方創生に向けた取組みについて、全庁的に推進するため、推進本部で確認・決定された基本目標と施策に基づき、各部等において、実施する事業と成果指標等について調整・検討する。なお、検討の経過及び施策（事業）の原案については、推進本部に報告するものとする。

1. 事業立案 各部等において、施策ごとに事業の原案及び成果指標等をまとめる
2. 調整 他の部等と関連する事業の整理・調整を行う
3. 検討 施策（事業）を実際に原案として採用するかの検討を行う

※有識者会議に対し、原案等に対する意見を求める場合にあっては、企画課を通して行う

## 2 構成

※部会の庶務については、サブリーダーが所属する課において行う

	リーダー	サブリーダー（想定）	部会員
総務部 危機管理室・市長公室	総務部長	総務部政策監	各課等から1～2名を選出
総合政策部	総合政策部長	総合政策部政策監	//
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部政策監	//
市民生活部	市民生活部長	市民生活部政策監	//
都市環境部	都市環境部長	都市環境部政策監	//
教育委員会	教育部長	教育委員会政策監	//

## 3 開催時期

平成27年度については、5月から8月頃までの開催を想定する。ただし、新年度予算編成のスケジュールを勘案すると、施策（事業）案の検討は概ね7月中には完了し、当初予算1次要求（中期事業計画案提出）の必要がある。

### 【参考】

龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱（抜粋）  
（部会等の設置）

第6条 本部は、本部における検討協議を円滑に進め、決定した施策を全庁的に推進するため、各部等に部会を置くことができる。

2 部会は、リーダー、サブリーダー及び部会員をもって組織する。

3 リーダーは、各部等の長をもって充てる。

4 サブリーダー及び部会員は、各部等の職員のうちからリーダーが指名する。

5 部会は、本部において決定した施策に基づき事業案等を作成し、本部の会議に報告するものとする。

6 本部は、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。